

香川県条例第27号

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと香川の水環境をみんなで守り育てる条例（平成14年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（清らかで安全な水の確保）</p> <p>第8条 県は、清らかで安全な水の確保を図るため、法<u>第2条第9項</u>に規定する生活排水が瀬戸内海、河川等の公共用水域の水質に多大な影響を及ぼすことからかんがみ、法<u>第14条の5第1項</u>に規定する生活排水対策に関する県民の理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（全県域生活排水処理構想の策定等）</p> <p>第13条 知事は、生活排水処理施設（法<u>第14条の5第1項</u>に規定する生活排水処理施設をいう。以下同じ。）の整備に関し、県及び市町が行うそれぞれの施策について相互に調整を図り、市町と連携して県下全域における総合的かつ計画的な事業の実施を推進するため、全県域生活排水処理構想（以下「処理構想」という。）を定めなければならない。</p> <p>2～6 略</p>	<p>（清らかで安全な水の確保）</p> <p>第8条 県は、清らかで安全な水の確保を図るため、法<u>第2条第8項</u>に規定する生活排水が瀬戸内海、河川等の公共用水域の水質に多大な影響を及ぼすことからかんがみ、法<u>第14条の4第1項</u>に規定する生活排水対策に関する県民の理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（全県域生活排水処理構想の策定等）</p> <p>第13条 知事は、生活排水処理施設（法<u>第14条の4第1項</u>に規定する生活排水処理施設をいう。以下同じ。）の整備に関し、県及び市町が行うそれぞれの施策について相互に調整を図り、市町と連携して県下全域における総合的かつ計画的な事業の実施を推進するため、全県域生活排水処理構想（以下「処理構想」という。）を定めなければならない。</p> <p>2～6 略</p>

附 則

この条例は、平成22年8月10日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定（「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める部分に限る。）は、規則で定める日から施行する。